

愛知・名古屋 2026 大会における選手宿泊施設等における飲食提供業務への人材供給に係る
連携・協力に関する協定書

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「甲」という。）と〇〇
〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会（以下「大会」という。）の成功に向け、甲及び乙が相互に連携し、選手宿泊施設等における飲食提供にかかる人的課題を解決し、食の面から選手を支援するためのサービス提供体制を整えることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の項目について連携し、協力する。

- （1）選手宿泊施設における飲食提供にかかるホールスタッフの人材確保、供給等に関すること。
- （2）選手宿泊施設における飲食提供にかかる調理補助員の人材確保、供給等に関すること。
- （3）前項に掲げるもののほか、本大会の飲食提供に係る人材確保、供給等に関すること。

（協定に関わる組織）

第3条 本協定の執行に当たり、甲及び乙はそれぞれの担当窓口を通じて相互に連携、協力を図るものとする。

（費用の負担）

第4条 本協定の執行にかかる一切の費用について、甲は負担しないものとする。

2 前号のほか、乙と選手宿泊施設等との間での契約行為等にかかる債権債務について、甲及び乙は互いに相手方に請求しないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間満了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（協定の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うことができるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から2026年12月28日（月）までとする。

（実績報告）

第8条 甲は、乙に対し、本協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義などがある場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名のうえ各自その1通を保有する。

2025年 月 日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
公益財団法人
愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
事務総長 村 手 聡

所在地
事業者名
代表者氏名